

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第22号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（公営住宅管理課）……………	1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第10号）

- 1 子育て世帯が暮らしやすい住まい及び住環境の確保を図るため、県営住宅の定期使用許可を行う対象者及び当該定期使用許可の延長期間を拡充する等所要の整備を行うこととした。
- 2 空家となっている県営住宅を有効に活用するため、中小企業者の従業員等に社宅として県営住宅を提供する事業を行う際に徴収する使用料の額を定めることとした。

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第10号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「中学校（これに準ずる学校を含む。次項第2号において同じ。）を卒業するまでの子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である入居者に委託されている児童を含む。次項において同じ。）」を「18歳未満の者」に、「当該子」を「当該18歳未満の者」に改め、同条第2項中「について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」を「が、当該者と同居する者で当該定期使用許可の期間の満了する日の属する年の4月1日における年齢が18歳未満であるものを扶養している場合にあつては、当該18歳未満の者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間又は当該定期使用許可の期間の満了する日の翌日から起算して10年間のいずれか短い」に改め、同項各号を削る。

第41条の2第1号ア中「児童福祉法」の右に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同号イ中「第10条第1項」の右に「又は第10条の2」を、「おいて」の右に「これらの規定を」を加える。

第43条各号列記以外の部分中「に定める額」の右に「（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加え、同条第2号中「100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、当該」を「第41条の2第2号に規定する知事が別に定める事業として行う知事が別に定める中小企業者の従業員等に住宅を提供する事業その他これと同等の事業として知事が別に定める事業の用に供する普通県営住宅を使用する者にあつては、政令第2条第2項の表13万9千円を超え15万8千円以下の場合の項下欄に定める額に別表第1応益係数の欄に掲げる数値を乗じて得た額（これらの）」に、「第41条の2第2号」を「同号」に改める。

様式第2号の4中「第8条第2項各号に掲げる場合のいずれか」を「第8条第2項に規定する場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始される兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による県営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをする者及び条例第5条各号に掲げる理由がある場合において施行日以後に県営住宅の入居の申込みをする者について適用し、施行日前に開始された条例第4条第1項の規定による県営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び条例第5条各号に掲げる理由がある場合において施行日前に県営住宅の申込みをした者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第8条第2項の規定は、施行日以後に同条第1項第1号又は第2号に規定する定期使用許可の期間が満了する者について適用し、施行日前に当該期間が満了した者については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にこの規則による改正前の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則様式第2号の4により定期使用許可の期間の満了とともに当該定期使用許可がその効力を失う旨を通知した通知書は、改正後の規則様式第2号の4により定期使用許可の期間の満了とともに当該定期使用許可がその効力を失う旨を通知した通知書とみなす。